

津幡町学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月12日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

津幡町規則第14号

津幡町学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する規則の一部を改正する規則
津幡町学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する規則（令和7年津幡町規則第26号）
の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「404円」を「409円」に改める。

別表中「14,400円」を「14,600円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。